入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続きを開始します。

令和２年６月１日

支出負担行為担当官

東北地方整備局副局長　川上　泰司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

○第11号

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　酒田港北港地区土質調査（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　業務内容　本業務は、酒田港北港地区古湊３号岸壁（－12m）の基本設計に必要な資料を得るために実施するものである。

主な業務は、以下のとおりである。

・ボーリング工

・原位置試験及び試料採取

・土質試験

・解析等調査成果

⑷　履行期間　契約締結日から令和３年２月26日までとする。

⑸　本業務は、入札前に技術提案書を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、本業務は、「予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）」（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）又は予決令第85条の基準に準じて東北地方整備局（港湾空港関係）が予定価格1,000万円以下の業務に定める価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定する業務であり、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

⑹　「若手技術者登用促進型」試行業務　本業務は、40歳未満（業務の公示日が含まれる年度の当初（４月１日）において）の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、技術指導者）を担当技術者として配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。

⑺　本業務は、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑻　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑼　本業務は、見積参考資料を開示する試行業務である。

⑽　本業務は、調査基準価格又は品質確保基準価格に満たない価格で契約した場合について、業務の品質確保を図ることを目的とし、契約図書の照査の有無にかかわらず、受注者の負担において第三者照査を実施することを義務付ける試行業務である。

２　指名されるために必要な要件

入札に参加しようとする者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

⑴　単体企業

１）予決令第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）東北地方整備局（港湾空港関係）における平成31・32年度「測量・調査」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格Ａ等級の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けていること。）。当該資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の決定を受けていなければならない。

３）会社更生法に基づき更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。

４）参加表明書の提出期限の日から開札時までの期間に、東北地方整備局から、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月31日港管第927号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。

５）警察当局から、暴力団員が実質的経営を支配する建設業者等又はこれらに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　入札参加者間の公平性　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

㈠　子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定による親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

㈡　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㈠については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４項に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

㈠　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i)　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii)　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii)　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

(iv)　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

㈡　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合。

㈢　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められた場合。

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

３　入札参加者を指名するための基準

参加表明書を提出した者のうち、２に規定する「指名されるために必要な要件」を全て満たす者の中から参加表明者の経験及び能力、配置予定管理技術者（又は配置予定技術指導者）の経験及び能力、業務実施体制を評価し、10者程度を指名する。ただし、「指名されるために必要な要件」を全て満たす者が10者未満の場合はこの限りでない。